

経済法制・審決研究会報告②

# 平成八年度審決・判例研究(2)

和田健夫

小樽商科大学教授

## 一 カルテルに関する事件(続)

### 二 談合事件

相変わらず談合(受注調整)事件が多い(②、③、⑦、⑬、⑭、⑮、⑰、そのほかに大阪電機倶楽部事件、平八・六・八課徴金納付命令がある)。②事件は百貨店のみの場合としてははじめての事件である。「回し」の事実が受注予定者の決定の担保手段として認定されているところが特徴である。本件では東京都等が百貨店に発注・購入する贈答品、被服、備品等がひ

とまとめにして一定の取引分野と

されている。⑭と⑮のX線フィルム販売業者の事件では、一般競争入札(国際入札)において発注者側がX線フィルムの特定の銘柄を指定して発注する方法がとられていた。しかし、指定する銘柄が単一の場合でも競争が存在しうることを前提とする記載(「フジ〇〇又はこれと同等のもの」「フジ〇〇、コニカの〇〇又はこれと同等のもの」)であったためフィルム全体の販売分野が一定の取引分野とされている(14)。

罪に問われたことでマスコミの注目を集めた。本件は、(イ)被告会社の従業員らが、相互に共謀して平成五年度に下水道事業団が指名競争入札の方法により新規に発注する電機設備工事について、一定の比率に従って配分するための配分比率、配分手続を定め、(ロ)その後事業団の業務担当者から平成五年度の右工事の件名、予算金額等の教示を受け、これを相互に連絡したうえ、(ハ)教示を受けた工事件名、予算金額等を基に、会合(ドラフト会議)を開き(イ)で決めた比率・手続に従い平成五年度の全工事について受注予定会社の決定、価格の調整を合意したというもの

であった。

被告会社らは、本件受注調整は、もっぱら下水道事業団の指示により受注競争のない状態で行われたものであるから、競争の実質的制限が認められず不当な取引制限は成立しないと主張した。判決は、事業団の担当者が談合に深くかわり重要な役割を果たしていたことを認めつつも、本件では事業者自身の利益のために自主性をもって談合が行なわれたと認定してこれを斥けた。仮に、受注調整がすべて下水道事業団の指示・承認を得てなされた場合であっても、事業者は競争を行なうことが可能であり、競争入札が建前にな

一 ●カルテルに関する事件

一 課徴金事件

(以上620号)

二 談合事件

三 価格カルテル事件

四 八条一項四号事件

(以上本号)

っている以上、原則的には不当な取引制限の成立を妨げないといふべきである。また、石油価格カルテル刑事事件最高裁判決に照しても、事業団がこのような指導をすることは許されず、事業者の行為の違法性が阻却されることはないであろう。他方で、本件は、刑事責任のレベルで発注者の責任（前記(ロ)の行為について）を問うことが可能であることを示した点で意義がある(15)。

被告会社らは、また、受注調整のルールに関する基本合意は平成二年に成立し、その時点で独占禁止法違反の犯罪は既遂に達しているから、その後の本件受注調整が不可罰的事後行為にあたると主張した。判決は、「本件においては、受注調整による取引制限は、各年度ごとに独立して行われていることは明らかであり、各年度におけるルールの改訂からドラフト会議までの一連の作業をもって取引制限の実行行為とみるのが相当といふべきである」と述べ、この主張を採用しなかった。このように本判決は、前述シール談合刑事事件

判決と同様に、継続して行なわれていた談合であつても、年度ごとに基本ルール（本件でいえば前記の(イ)）が合意されているという事実があれば、別個に犯罪を構成することを明らかにした。ただ談合は通常、この基本合意と個別的な受注予定者の決定（合意）により構成されているが、どの段階で不当な取引制限が成立するかについては見解の対立がある。シール談合事件では、基本合意と受注予定者の決定が同時に行なわれたケースであつたために、この問題に関する判例の立場が明確ではなかつた。判決は、基本ルールの合意を経て、各工場の受注予定者を具体的に決めるまでの一連の行為を犯罪の実行行為とし、これにより不当な取引制限が成立して犯罪が既遂になつたことを認めており、これは基本合意だけでなく、その後の個別調整に至つてはじめての違反行為が成立するという解釈である(16)。犯罪の成立の問題は、「一定の取引分野における競争の実質的制限」の認定の問題でもあるから、基本的には、共同行為の内容

との関連で個別的に検討されるべきことがらである。基本合意によつて個々の受注予定者もほぼ決まるような場合を別として、通常は、調整の方法やルールを定めた基本合意だけでなく、個別的な調整行為を合わせて不当な取引制限の成立を認定することにならう(17)。

### 三 価格カルテル事件

(14)、(16)、(18)、(23)、(26)、(27)、(28)、(30)事件である。カルテルの場合、競争の実質的制限が生ずる一定の取引分野は、通常、共同行為（合意）の内容に示されており、両者はだいたい一致する。洋書輸入販売業者事件(16事件)は、その点で興味深い事例である。この事件では、洋書輸入販売業者七社が、国立六大学との特定外貨建図書（特命随意契約の方法により発注する外貨建図書）の取引に関して主要六通貨の納入換算率における最低マークアップ率を決定したと（手数料の維持カルテル）が三条後段違反に問われたものである。審決は、「法の適用」では、

七社は、右の共同行為によつて「六大学向け特定外貨建図書の販売分野」における競争を実質的に制限していると認定している。右の取引分野における七社のシェアは過半にすぎなかったにもかかわらず、競争の実質的制限が認められたのは、七社は、六大学が加盟する協議会と四半期ごとに個別交渉をして、特定外貨建図書にかかわる一五通貨ごとの納入換算率を決定し、そこで決定された六大学向けの特定外貨建図書の最高納入換算率が、事実上交渉に参加していない七社以外の洋書販売業者との取引にも適用されていたため、七社が六大学向け特定外貨建図書の納入換算率の水準を左右できる地位にあつたことによる。また本件は手数料のカルテルに独占禁止法が適用されたはじめての例である。輸入図書販売業者は、外国新刊書については、外国出版社が設定している外貨建小売価格に納入換算率を乗じて納入価格を決定している。そして、納入換算率は標準換算率（為替レートの平均にマークアップ額を加えて算出す

る)から大学等の大口ユーザー向けに値引した換算率であるから、マークアップ率を決定すれば、結局外国書の取引価格に影響を与えることになり、このことが特定外貨建図書の販売分野における競争の実質的制限につながったのである。

⑳の事件は、規制産業(損害保険業)におけるカルテル違反事件である。機械保険および組立保険の保険料率は、旧保険業法下では大蔵省の認可が必要であったが、この認可額は標準料率であつて、具体的には個々の保険対象の作業内容等の事情に応じて各事業者において修正することができ、修正幅に限度が設けられていなかったため、個々の事業者の判断により競争が行なわれる余地があつた。この状況下で、本件では、(イ)日本機械保険連盟が事前に申請内容を決定し、会員各社にその内容どおりに認可申請させるだけでなく、(ロ)認可後に会員が設定する個々の保険料率についても内規によって統一基準(タリフ)を設定し会員にこれに従つて保険料率を算定さ

せ、(ハ)タリフで算定できない案件については連盟に保険料率の算定を依頼させ、連盟が算定した保険料率によって保険の引受けを行なわせた(求率制度)ために、機械保険および組立保険の元受けにかかる各取引分野における競争を実質的に制限したとして八条一項一号が適用された。

#### 四 八条一項四号事件

㉑事件は、石油販売業者を組合員とする組合が、石油製品の小売価格の下落を防止するために、旗振り行動、記念セール、安値の看板表示等を禁じた二つの自主ルールを定めたことが八条一項四号違反に問われた事件である。審判において被審人は、両ルールは、一部を除き、競争制限的ではなく、また景品表示法等の趣旨に合致するから違法性がないと主張した。審決は、本件両ルールは、その制定の経緯から、組合員による石油製品の販売拡張行動という競争行為を制限するために一体として定められ、有機的な関連性のもとに一体として組合員の機能・活動を

不当に制限するものであり、両ルールの一部の条項だけをとりだして違法性がないと主張するのは失当であると述べ、排除措置においてもこのルールの遵守を求める指示の撤回を命じている。審決は追加的に、両ルールの条項の一部は景品表示法の遵守のために定められたものであるという被審人の主張にも答えている。すなわち、これらの条項が規制する行為は、それ自体としては景品表示法違反を構成しないから両ルールの策定の背後にどのような動機があつたかを問うまでもなく、仮に動機が問題となつたとしても、本件の決定的動機は組合員間の販売競争を一定の限度内に抑えることであつたのであり、景品表示法遵守は多少なりと含まれていたかはともかく、少なくともその重要な動機ではなかつたとしている。

事業者団体の自主規制と独占禁止法の関係は「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成七年)にとりあげられており、それによると、(イ)競争手段を制限し需要者の利益を不当に害す

るものではないか、および、(ロ)事業者間で不当に差別的なものではないかの判断基準に照し、(ハ)社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか、の要素を勘案しつつ判断される(第二の7(2))。ガイドラインの考え方は、自主規制の内容(制限の程度)と社会公共的な目的(本件審決のいう動機)とを比較考量するものである。しかし、競争手段の制限の程度が高い場合には、社会公共的な目的を考慮する余地はないことを本件審決は示している。また、自主規制の競争制限性格は、各条項を全体としてみて有機的な関連性の観点から判断されることも明らかにしている。

㉒事件は、落石防護製品の製造販売業者の団体が、落石防止柵(従来型、改良型)の建値(需要者に対する販売の基準となる価格)および建値からの値引率を決定したという事件である。会員はわが国における同製品の総販売量の大部分を占めているにもかかわらず八条一項一号でなく四号が適

用された理由は明確ではない。担当者の解説によると、本件では建値が販売の基準となるものの、建値と実際の販売価格との運動関係が必ずしも十分認定できないなどの事情が指摘されている<sup>(18)</sup>。従来、価格決定でありながら八条一項四号が適用されたケースは、(イ)明確な価格決定は存在するが構成事業者の市場占拠率が低い場合、(ロ)価格の決定の自由が制限されているが、市場全体の価格競争の余地は残されており競争の実質的制限にいたるとまでは判断できない場合、(ハ)価格について公的規制を受けている場合である<sup>(19)</sup>。本件は(ロ)のタイプに入ると思われる。しかし、本件では、建値と同時に値引率も決定していること、建値を決めればそこからみずからの販売価格も決まる関係にあること(前掲注(18)の文献参照、さらに事業者団体の行為であることを考えれば、一号の適用も可能であった事例だと思われる(14)事件はその例)。

①、②事件は歯科医師会および医師会による独禁法違反事件であ

る。①事件では、会員の行なう歯科医療機関の分設、移転または歯科医師の雇用を制限したこと、②事件では、会員の行なう医療機関の開設、移転または増設、診療科目の変更・追加、病床の増床等を制限したことが八条一項四号違反とされている。①事件のように、医師の雇用まで制限していたのは従来の医師会・歯科医師会事件にはみられないはじめての例である。また、両事件とも、医療機関の開設を希望する非会員の入会を、医師会(①事件)または開設予定地域の班会(②事件)の承認にかからしめることよって医療機関の新規開設を制限したこと、さらに②事件では、医療機関の移転を希望して退会させられた者の再入会について班会の承認を得させたことが八条一項三号に違反していたとして嚴重注意を行なっていた。これは両事件とも違反行為がすでに終了していたためである(三号違反の場合には既往の違反行為に対する排除措置を命じられない。八条の二第二項)。

従来の医師会・歯科医師会の事

件では医療機関の開設・移転等の制限は会員だけでなく非会員に対しても行なわれているが、その場合、公正取引委員会は八条一項三号と四号の両規定を適用してきた。しかし、医師会・歯科医師会、どの行為が三号あるいは四号に該当するのかわかりずしも明確でなかった<sup>(20)</sup>。今回の二つの審決・警告は、会員に対する開設、移転および増設の制限が四号違反、非会員に対する開設および移転の制限が三号違反という区別をうかがわせるものである。しかし、三号に規定する「数の制限」とは、一定の事業分野における事業者の増加を抑え現状維持を図る行為であるから、開業制限の相手が会員(具体的には開業医でない医師会員)であるか非会員であるかは関係ないことである<sup>(21)</sup>。昭和五六年の「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」でも、原則違反の行為として、たとえば、「新規開業をしようとする者(会員とは限定されていない。筆者注)に対して、規約、内規等により特定地域における医療機関の数の限定、距

離制限その他の基準を設け、その開業を不当に制限すること」をあげ、主として三号違反になることが示されている(参考例1-1)。医療機関の新規開設が実効性をもつて行なわれている場合には、会員・非会員を問わず三号違反が成立するとみるべきである<sup>(22)</sup>。

(14) 公正取引委員会はこのような入札方法を改善するように申し入れているが、国際入札で特定の銘柄を提示すること自体、政府調達協定の趣旨からみても問題がある(日本経済新聞一九九七年五月二十六日付)。

(15) 排除措置命令のレベルで発注者の行為違法とできないのは、公的な機関・団体は独占禁止法の事業者該当せず、仮に該当しても、通説・判例によれば、不当な取引制限の当事者にはなりえないからである。ただし、日本下水道事業団の場合は一考を要する。同事業団は、地方自治体から委託を受け、その受託費を財源として受託業務(下水道施設の建設、維持管理等。日本下水道事業団法二六条)を行なっている。この受託業務が独占禁止法二条一項の「その他の事業」に該当するか否かが問題となる。他者に代わって行為を行なう場合でも、反対給付を受けて

いる場合には事業者になりうるのではないだろうか(ただし、市場が成立しているか否かも問題となると考えられ、現段階では指摘にとどめたい)。当事者の問題については、共同遂行を独立の行為類型とする説、あるいは相互拘束に内容をゆるやかに理解する説(私見)によれば、業務担当者の行為を事業団の組織の行為とみて当事者に含める可能性がある(もともとそのためには事業団の関与の程度が問題となる)。岸井ほか・経済法(一九九六)六九頁・七九頁(和田健夫)参照。

(16) 泉水文雄「日本下水道事業団発注電気設備工事談合事件」公正取引五三三号四一頁、岡田外司博「入札談合に対する不当な取引制限罪の適用」ジュリー一一一―二二三頁。

(17) 岡田・前掲注(16)論文二三三頁、岸井ほか・前掲注(15)七八頁(和田健夫)。石油価格カルテル刑事事件最高裁判決は、「合意により、……一定の取引分野における競争が実質的に制限されたものと認められる」ときは既遂に達すると述べたが、問題はいかなる場合にそれが認定できるかという点である。東京高裁は課徴金審決取消訴訟事件(平八・三・二九判決)において、基本合意が不当な取引制限に該当する共同行為で

ある(基本合意自体に相当な競争を制限する効果があるという)ことを認めた。本判決との差は、具体的な法益侵害を前提とする刑事手続と、違反行為の速やかな除去を目的とする排除措置命令手続の性格の相違に由来するとも考えられるが(岡田・前掲論文)、今後検討すべき課題である。また、本件では、個々の受注予定者の決定を一年分まとめて行なっているが、入札のたびごとに個別に行なわれた場合の違反行為の成立の問題もある。

(18) 笠原健一・有田宏和「落石防護製品協会による独占禁止法違反事件について」公正取引五三三号七〇頁・七三頁。

(19) 厚谷襄児ほか・前掲注(10)三〇二頁、三〇四頁(和田健夫)。

(20) 医師会・歯科医師会の行為にはじめて独占禁止法が適用された千葉市医師会に対する件、昭五五・六・一九勸告審決ほか二つの医師会事件、一つの歯科医師会事件の「法の適用」欄参照。

(21) 厚谷襄児ほか・前掲注(10)二九六頁(和田健夫)、内田耕作「歯科医師会による歯科医療機関の開業などの制限」独禁法審決・判例百選(第五版)一一三頁。

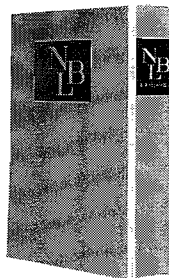
(22) ただし三号の「数の制限」が成立するためには新規開業が抑制されているという具体的事実(断

念した例とか開業が困難な状況が発生しているとか)が必要である。そうでなければ、事業活動に対する一般的な制限で足りる四号を適用することになる。内田・前掲注(21)論文参照。

(つづく)  
(わだ・たてお)

## N B L ファイル

- 「NBL」の散逸を防ぐため、保存用ファイルをご利用ください。
- 樹脂製の止め金を中央頁に差し込むだけでファイリングは簡単です。
- 穴あけ不用、本を傷めません。



1冊1,000円(税別・送料サービス、1冊に半年分綴り込めます)

お申し込みは営業部までFAX  
をお願いします。  
商事法務研究会 営業部  
FAX 03(3555)3030